

第 8 回条例検討専門委員会議事録

日時：平成 22 年 9 月 21 日（火）19：00～21：00

場所：障害者総合支援センター研修室

次 第

1. 開会
2. 議題
 - ・ 前回議事録の承認
 - ・ 第 8、9 回条例について話し合う 100 人委員会の報告について
 - ・ 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）の前文案及び名称案について
3. その他
4. 閉会

配布資料

『第 8 回条例検討専門委員会』次第
第 8 回条例検討専門委員会 座席表
第 7 回条例検討専門委員会議事録（案）
資料 1 第 8 回条例について話し合う 100 人委員会議事録要約版
資料 2 第 9 回条例について話し合う 100 人委員会議事録要約版
資料 3 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）の考え方（中間報告）
資料 4 前文案
資料 5 名称案
参考 タウンミーティング実施要領

出席者

桑原委員、斎藤委員、柴野委員 嶋垣委員、鈴木委員、野辺委員、平野委員、増田委員、宗澤委員長、渡辺委員、岡村課長、吉野補佐、事務局職員

1 開会

（宗澤委員長）

定刻を過ぎましたので只今から、「第 8 回条例検討専門委員会」を開催させていただきます。ここで議題に入ります前に、事務局より本日の資料のご確認をお願い致します。

（事務局）吉野補佐

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お配りした資料と致しましては、

『第 8 回条例検討専門委員会』次第

第8回条例検討専門委員会 座席表

第7回条例検討専門委員会議事録(案)

資料1 第8回条例について話し合う100人委員会議事録要約版

資料2 第9回条例について話し合う100人委員会議事録要約版

資料3 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の考え方(中間報告)

資料4 前文案

資料5 名称案

参考 タウンミーティング実施要領

追加資料1 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の制定に向けた工程表(変更案)

追加資料2 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の考え方について(中間報告)に対する確認事項と意見(要望)

の以上11点でございますが、よろしいでしょうか。

まず、条例制定に当たり、今後の日程について報告させていただきたいと思っております。現在、組織的に正式な決定はまだですが、当初9月末日までに答申を行うよう諮問しておりましたが、8月3日に開催された障害者施策推進協議会で御意見をいただいたとおり、3ヶ月ほど検討期間を延長したいと考えております。こちらの専門委員会につきましては、10月19日と11月16日の火曜日の2回を追加開催させていただければと考えております。場所及び時間については障害者総合支援センターを考えております。いずれにいたしましても、正式に決定が行われ次第、速やかに変更した委嘱状と共に、会議開催の通知書を送付させていただきますので、委員の皆様におかれましては、何卒よろしくお願い申し上げます。

(宗澤委員長)

ただいま事務局から日程の3ヶ月間弱の延長と条例検討専門委員会の2回分の追加開催ということのご報告を受けました。このことについて何かご質問ございますか。

(斎藤委員)

日程をもう一度お願いします。

(事務局)

10月19日と11月16日です。

(宗澤委員長)

10月19日火曜日と11月16日の火曜日。場所は障害者総合支援センターを予定しているということですね。

(野辺委員)

時間は同じですね。

(事務局)

はい。

(宗澤委員長)

よろしいですね。

2 議題

前回議事録の承認

(宗澤委員長)

それでは次第に沿いまして、議事の進行をさせていただきたいと存じます。まず、前回の「第7回条例検討専門委員会議事録(案)」につきまして、委員会としての承認を求められておりますが、これにつきましては、今月上旬に本日の委員会の開催通知と合わせまして、事前に事務局よりお送りいただいておりますので、特に修正のご意見がなければ、議事録については承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

(桑原委員)

文字の確認ですが、3ページの9行目、健常者も同じように享受できるの「健常者」を「障害者」に改める。3ページ、下から5行目、「課題な」負担 「過大な」負担に。

(宗澤委員長)

この2点について訂正します。以上で宜しいでしょうか。
それではご承認をいただきました。

第8、9回条例について話し合う100人委員会の報告について

それでは、議題の2、「第8、9回条例について話し合う100人委員会の報告について」、事務局からの説明をお願いします。

(事務局)吉野補佐

それでは、お手もとの資料1「第8回条例について話し合う100人委員会 議事録・要約版」をご覧ください。第8回の100人委員会につきましては、去る7月27日(火曜日)18時から「中間報告案」をテーマに与野本町コミュニティセンターにて開催をさせていただいたところでございます。また、第9回の100人委員会につきましても、9月11日(土曜日)にプラザノース多目的ルームにおいて開催させていただき、引き続き「中間報告」について活発な議論をいただいたところでございます。開催にご協力を賜りました委員の皆様におかれましてはこの場をお借りして改めて御礼申し上げます。

<第8回条例について話し合う100人委員会報告>

(事務局)吉野補佐

第8回の内容でございますが、「中間報告案」ということで、資料1にありますように、具体的な要望が多く寄せられました。まず、宗澤委員長から中間報告案の説明が行われました。その後、グループごとに話し合いを行ったところでございます。当日出された質問につきましては、別途回答を行いましたので、ここでは出された意見を報告させて

いただきます。

総則の「目的」のところでは、「同年代の市民と等しい権利」ということを示してほしい。といった意見がございました。「定義」の考え方では、「機能障害の中に、具体的に「難病」という言葉を入れてほしい。障害者と健常者を分けるのではなく、「みんな同じなんだ。」ということで、もう少し壁を感じさせない形にしてほしい。」「合理的配慮の捉え方について。「障害のある本人や家族の責任ではない」ということを明確に示すべき。」といった意見が寄せられました。

つづいて、「障害者への差別禁止と差別の解消・防止」の考え方では、「病院や警察でも無理解や差別がある。今まで踏み込みづらいところへも積極的に周知を。」と意見がありました。「障害者への虐待の解消のための機関と措置」の考え方では、「条例に違反したらペナルティを課してもらえるのか。虐待に関する罰則があってもよいのでは。」「条例の拘束力がはっきりしない。どこに申し立てをするのか。」「フローチャートには、差別を受けた障害のある市民又はその代理人からの申告先として、障害福祉課、各区福祉事務所が記されているが、専門の窓口が必要では。又、市レベルなのか、区レベルなのか分かりにくい。」「障害のある市民からの通報などは、当事者が分かりやすいような1つの窓口を設け、「ここに連絡すれば大丈夫。」というところを作ってほしい。」「女性障害者の差別については、デリケートな問題が含まれている。十分な検討が必要では。」といった意見が寄せられました。

次に、「障害者とその家族が安心できる地域生活の早期実現」に対する考え方では、様々なライフステージを通して安心して暮らせるように条例で明確に示してほしい。」「自分の権利についてすら理解できない知的障害の方の支援について、家族だけでは難しい。」「医療における課題、医療と福祉の連携についても条例の中に明記してほしい。」といった意見が出されました。また、「障害者の就労の実現」に対する考え方では、「就労問題(職場開拓、雇用率の問題など)をもう少し検討してほしい。」という意見がありました。

次に「障害児・者に対する充実した教育の実現」に対する考え方では、教育面では非常に物足りない。インクルーシブな教育を進めるのは、今の日本では無理があるとは思いますが、せめて前提として、通常学級でも特別支援学級でも、教育条件の充足をもっと打ち出してもらいたい。」「教育を選択するのは本人や家族であり、その支援を市や行政がきちんと行うということを明確に示してほしい。」といった意見が出されました。

「条例の実施状況の検証」の考え方では、「見直し期間を設けるべき。最新システムが導入できるよう、何年おきに見直しをしていくことを明記すべき。」といった意見が出されたところです。

< 第9回条例について話し合う100人委員会報告 >

(事務局) 吉野補佐

つづいて、第9回の内容ですが、引き続き「中間報告」という形でテーマを設定させていただき、議論を行いました。資料の2にあげさせていただいたとおり、多くの意見が出されました。

総則の部分では「条例を行うのは市民なのだから、市民が行う表記についてもう少し使用してほしい。」「市民の責務」の項目だけでなく、就労や災害の項目でも、市民が協力して取り組むべきことを明示したらどうか。」という意見がありました。

障害者の権利を守るための規約では、差別を受けた時に「申告する権利がある」という

ことを条例文の中にわかりやすく盛りこんでほしい。」「合理的配慮をしないことが差別だ」という考え方は大事だが、実効性に不安がある。」という意見がありました。

つづいて、障害者の地域生活に関する権利規約では、医療について「障害があることによって医療が受けづらい現実がある。」「入院中の精神障害者に対して、情報操作や遮断などがあり、正しい情報が伝わらない課題がある。」「条例の具体化のためには医療機関との接合や連携をどうつくるかが大事。」といった意見が出されました。家族への支援については、「障害のある家族がいても、他の人との平等、同じ生活ができることが必要ではないか。」といった意見が、コミュニケーション保障については、「コミュニケーションができるが、周りのしっかりとした配慮が必要な人、コミュニケーションの手段を保障すれば、コミュニケーションができる」といったように、コミュニケーション 1 つとっても有り様が幅広い。それぞれの障害の状況によって考えることが大事。」といった意見が寄せられました。

つづいて、障害者の自立及び社会参加に関する権利規約では、「移動支援の制限に課題がある。電動車椅子を使いたい制限がある。また、施設における絨毯も障壁の 1 つになる。人的支援を使えない状況により、生活に密着して困難を抱えている。」といった意見が出されました。

また、障害児・者の発達に関する規約では、「学校や教育を選ぶ主体は本人や保護者ということを確認にすべき。」「直接学校の先生と父母が話すのではなく、コーディネーターに話をし、意図が伝わるような話し合いをした上で、学校の先生に伝わるような仕組みがほしい。」や「学校に特別支援学級があったとしても、自然な交わり合いがない。ゆっくりでいいから差別なくかかわっていく場をたくさんつくってほしい。」といった意見が寄せられました。100人委員会については、以上です。

< 中間報告について >

(事務局) 吉野補佐

先日、9月13日に市長に中間報告を行いました。前回から8月3日までの間に修正を行ったところを簡単に説明いたします。

本日配布させていただいている資料3の「中間報告」の13ページ、条例の推進体制のところに「障害に関する市民会議」を追加し、14ページの「条例の検討の考え方」を追加。「施行後5年経った時に見直しを行う。」といたしました。次に、17ページ「条例における虐待事案に関するフローチャート(案)」で「虐待の対応機関として医療機関を追加」し、18ページに「条例における地域生活支援の仕組み(案)」として、色々な関係機関が障害のある市民に対して支援を行っていくという関係図を示しました。また、19ページの「条例の推進体制のイメージ図(案)」として、市民会議の設置をふまえて関係図を示し、ノーマライゼーションを実現するサイクルとして、障害者施策推進協議会が提言を行い、提言をふまえ、市が障害者総合支援計画を作成し、計画に沿って各局が事業を実施し、事業の実施について市民の方々が市民会議に集まり意見を提出し、施策推進協議会に報告といったサイクルに改めました。変更点は以上でございます。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。100人委員会の要約と中間報告の変更点のご説明をいただきました。100人委員会についても中間報告についても、8月3日の施策推進協議会

で承認された中間報告を巡っての議論が中心となっていますので、中間報告とこの間に開催された100人委員会の内容とあわせて皆さんからご質問、ご意見を頂戴したい。いかがでしょうか。

(増田委員)

これからの作業手順について少しお聞きしたい。中間報告案を巡って100人委員会で様々な意見が積極的に出されているわけだけども、この後、中間報告案にこれらの意見がどのように盛り込まれていくのか。それから中間報告案が条例になっていく時にどういう作業が行われていくのか。前回の専門検討委員会では、四角の中の分かりやすく表記するところが示されていなかったが、ここの中身について、もう少し表現の工夫が必要などころがあるかと思うが、そういうところが今後重要な文章になっていくのか。そのあたりがよく分からないので教えていただければと思います。

(事務局)

まず、2回ほど専門検討委員会を追加するので、次回の内容等は詳しく詰めていないが、12月を目処に最終報告案を作る必要があるので、それに沿った形で、叩き台を早急で作っていかねばならないと考えている。また、今後追加資料1にありますように、パブリックコメントとタウンミーティングを並行して行う。こちらも中間報告を基礎にして色々な意見を募り、最終的に追加した2回の専門委員会ではある程度反映したものを持ってきてほしい。

(宗澤委員長)

追加でご説明申し上げます。解説の部分については、これは雑駁にとりあえず中間報告につけただけのものとなっている。この間、私の職場で発達心理学や例えば教科書をつくる時に小学校1、2年生用の表現と5、6年生用の表現は当然違う。この辺を具体的にどういう風に判断して文章をつくっているのか調べましたところ、条例の原文との関係でいうと、ひとまず小学校5、6年生が分かるということターゲットにすべきではないか。つまり、抽象的な表現が原文にあるため、これを小学校低学年、中学年まで広げるとすると、文章がやたらと長くなる。そして、概念が拡散する危険性がある。ひとまず小学校5、6年生を念頭に置いた解説文を作っていくということで、今その文章表現を小学校5、6年生を念頭に置いて作っていただく方の協力を得たところです。この条例検討専門委員会に教育委員会からも参加いただいているので、できれば一度、教育委員会の委員の皆様にもお目通り頂いた上で、できれば次回の条例検討委員会に案を出させて頂ければと考えております。だいたいそのような状況になっております。

(柴野委員)

これは8月3日現在の中間報告ですよ。その後事実上、市の方とお話した時に、権利のための規約だから、権利を持っている主体である障害者が主語のほうが良いのではという意見を述べたがその辺の方向性はどうなっているのか。後見についても、日常生活事業がスタートだから、堅苦しい「民法明治29年から」いくというのはどうなのかという指摘もしたが。そのあたりは？

(事務局)

今現在、作業を行っているところだが、中間報告を行えたのは、9月13日。その日に市長に届いた。そういったところで作業を行っている。まだ正式に役所内での延長の手続きは形式的には整っていない。今現在のところではタウンミーティングといたしましても中間報告を土台にそこから色々ご意見を頂戴していく。ある程度組織的なコンセンサスができた後に骨子案という形でパブリックコメントにかけていきたい。少なくとも次回の条例検討専門委員会では最終報告にむけた形でご提示できるのではないかと考えています。

(宗澤委員長)

8月中旬に柴野委員が法律家の立場ですので、今日議題にも上っている前文の執筆をお願いすることと併せてご意見を頂戴した機会がありました。今、柴野委員からご指摘のあった点がそれにあたる。今日の中間報告は事務局から説明がありましたように、庁内における手順の問題として中間報告を書き改めたいはないが、柴野委員から指摘いただいたことを受けとめて作業に入っている、その段階にあるということでご理解いただければと思います。

(斎藤委員)

最終報告で答申する最後の段階の形は、今のこの中間報告と解説文をつけたものになるのでしょうか。条文は市の仕事になるということなので、100人委員会の皆さんもそのあたりのイメージは見えてはいないと思うが、これを基礎として文言をはめていくというイメージを持っていければよいのか。

(事務局)

仰る通りの形です。あくまで、第1条 というように形にしていくのは市の作業ですので、最終的にはこの(今の中間報告のような)形で報告します。

(野辺委員)

9月18日の100人委員会には参加できなかったが、資料2の9月18日の100人委員会議事録要約版の4ページに、先ほどの事務局の報告の中にも、「教育の部分が物足りない」という発表があったが、私も教育の部分ではきちっと伝わってくるものがないなという印象を持っていた。条文も文章なので分かりにくいところもあるのかと思うが、考え方の基本が何か鮮明ではないという印象を持っていた。「教育について(インクルージョン教育とは)」と書いてあるが、100人委員会で色々な意見が出て、最後に宗澤委員長がまとめとしてお話になったことの要約なのですか。「『インクルージョン』は『一緒に教育する』という意味では一切使われていない。」という箇所。どういう中でこういうご発言が出てきたのか。唐突な感じがして。

(宗澤委員長)

先ほどロビーでも質問を受けた。「可能な限り時空間を共にする」という形で一緒に教育を受けるということが、このことが、可能な限りであればそうであり、他方で100人委員会の中で、例えば、ろう教育を受けた人からは、ろう教育に誇りを持っている。こ

この背後には東京都が最も激しい嵐に見舞われたが、ろう教育、盲教育は通常の学校教育の100倍に近い生徒1人あたりの経費がかかっているので大胆にリストラしていったわけです。一方でオリンピックに金を注ぎ込みながら、障害のある人を巡る教育には、教育の場を同じくするにしようとお金がいる。これらを要するにリストラしていくという動きの中で、ろう学校、盲学校をなくしていくという動きが現実にあって、教育の手立てとしても、ろう教育、盲教育、特に情報の手立て、言語に関する部分が基本的に特別な手立てを要する障害のある方からは、そういう教育に関する要望を強く受けている。「可能な限り席を同じくする」ということと、現時点で「特に言語や情報通信手段」というところで特別な手立てを通常の小学校教育以前から、例えば、ろう学校で言えば、幼稚部から早期教育が必要であった」というのは、ろう教育の貴重な経験である。それらをひっくり返して考えた時に、「単純に席を同じくする」ということが原則ではないと言っているだけである。「でき得る限り、可能な限り席を同じくする」という方向性を目指すということは条文の中で生かしたい。ここの部分については、100人委員会でも繰り返し申し上げましたが、中間報告が出てから「もう少しすっきりした表現を」とか、「皆さんのご意向に、それぞれのお立場のご意向に通じるところができる表現を」今模索している。ですので、皆さんのご意見については重々承っている。せめて次回の条例検討専門委員会までに頂いたご意見は承知申し上げているということで、少し表現の仕方については検討の時間をいただきたいと100人委員会でも申しましたし、今日も重ねて申し上げたいと考えている。

(野辺委員)

私は参加していないので、議事録だけを読むと、私などは、「どういふ子も可能な限り」という条件はつくにしても、小さい頃から一緒に過ごす事で、その子が持っている障害の特性や特徴を理解しやすいというのを体験しているのだから、やっぱり、インクルーシブな教育というのは「みんな一緒」「一緒がいいよ」というシンプルな基本的な気持ちの上で考えようとしているので、どういふ話し合いのプロセスの上で出てきたのかと思ったのです。「一緒に教育するという意味では一切使われていない」から、一緒にというのはこの条例の中では否定的な意味で宗澤委員長が仰ったのかなと危惧したのですが、そういうわけではないですね。

(宗澤委員長)

違います。ただ、一つだけ私が申し上げたいのは、「インクルージョン」という言葉は教育の手立てとしてのみ使われている言葉ではない。つまり、教育目標として使われている。教育目標というのは、「どのような障害があろうともなかろうとも共に生きる力を培う。」つまり、「教育目標としてのインクルージョン」というのがインクルージョンの魂。これを実現するための手立てとしてどうあるべきなのか。それは概ね「成長と発達のプロセスの中で多様な人と交わり合う、交流をし続けていく」ということが1つあるということについて、私は全く異論はない。ただし、読み書き算という学校教育が子どもたちに培わなければならない教科教育的な力を考えた時に一部の障害のある人については、別な手立てをすることが望ましいという部分がある。ここの部分を全部否定するのではなく、野辺さんのご意見、「基本的に幼少期から」ということ、それらを丸く全部おさめる表現について、どうすればいいかということについては、まだうまく表現できていな

い。それは100人委員会についてはご指摘を受けていますし、それについてはしばらくお時間下さい。ただし、インクルージョンというものの魂の部分は教育目標のところにあるから、教育の手立てとしても「可能な限りインクルーシブな」ということが出てくる。そこのところのご理解はいただきたいという趣旨のことを申し上げただけです。だから否定的に席を同じくするということについてネガティブに申し上げたつもりは一切ありません。

(野辺委員長)

「可能な限り」の可能な判断も親であり、子ども本人がまだ明らかな意思表示ができない時には、親が子どもの様子をみながら、親の希望を述べるかと思うが、「うちの子はこういう学校で教育を受けさせたい。」「近所の子と一緒に通わせたい。」というような、可能な限りの可能な範囲を選択するのは当事者にあるというのは基本ですよ。

(宗澤委員長)

基本的にはその通りです。
他いかがでしょうか。

(斎藤委員)

この条例は一般的に各地で進められている差別を禁止する条例とは少しまた違った特色を持っているという気がする。100人委員会の中で度々出てきているのが、現行の制度の枠の中だけでは絶対に解決できない部分があり、この条例ができることによって、さいたま市での独自の施策をより積極的に打つことができる方向性をどんな風从这里からみたらいいのか。最後のところでとても大事だと思っている。最後のつめがあると思うが、文言だけですと、「関係法令との調和を図りながら市が効果的な施策の転換を図らなければならない。」となっているので、「調和」だけでいうと法制度の枠の中だけになるのでは。100人委員会でたくさん出てくる具体的な事例は、地域生活に関する権利規約の部分。市は安心できる地域生活の早期実現に向け、総合的な支援を行うとなっているが、「様々な福祉サービスや社会資源の活用や障害者の自立を助長し」となってくると、今ある制度の枠の中でやっていくと穿ってとると見えなくもない。皆さんが心配していることは、そこがどんな風になるのかということだと思う。この条例ができることが後押しとなり、現実的に、あまりにも理不尽な移動支援の話などがその典型だが、その壁が超えられる、制度がないことによる狭間が超えられるような、そういう行動がある条例となると力が湧いてくるし、直ぐさま何もかも全部というように簡単にいかないというのは分かるが、それを手がかりに次々と優先度を考えていくことになると思う。つめの部分で見直した時に、そのあたりの位置づけをどんな風に捉えたらいいのか。

(事務局)

ただいまの質問でございますが、これまでの条例検討専門委員会、100人委員会で様々な意見を頂戴しましたので、実際の条例案にむけては内部でも精査をして進めていきたい。

(平野委員)

これは斎藤委員の質問はその通り。条例の根幹にかかわること。条例の考え方になる。私の意見として、ずっと行政をやっている立場からすると、法律や制度ができたから、世の中がその通りに変わるとは思っていない。法律ができたからといって守られないことも多い。未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法が典型的。守られない法の典型。そういった意味では法律ができたからといって、みんな守ってやるわけではない。ただ全く意味がないかという、そうではない。あることが重要。例えば、「お前は酒を飲むな。」と言った時に、「お前は子どもなんだからダメだ。」というのではなく、法律があることで、「法律に書いてあるのだから社会のルールとして決まっているからダメだよ。」というかたちで根拠となる。今回の条例も根拠として機能すると思う。この後の推進体制、チェック体制が鍵になる。そこで後半部分の推進体制に重点を置いた作り方となっている。

なぜこれが権利、権利というのか。できるだけ、「権利だよ。」「これが根拠なんだよ。」という、根拠制を意識した。そういう意味では、「これを根拠としてやっている」という運動が鍵となる。そこをどうやってつくるのか。

それからやっかいなのは、制度がどんどん変わっている。「ここまでやる」と言って、法律で「こっちをやる」、「こっちはやりません」となってしまった時にこの辺のバランスが難しい。斎藤委員の言われたところはその通り。ただ、条例は何を核にするかが鍵。

(柴野委員)

斎藤委員の言っているところをそのまま言えば、ここの「障害者基本法、障害者自立支援法との調和を図りながら」なんて書くことはないのではないか。だって、千葉県の条例だって、「千葉県の責務は基本理念にのっとり施策をする」とあるだけ、なんでわざわざ法律名をのせるのか。障害者基本法も自立支援法も検討されて見直されている。ここがあると、かえって足かせになり条例の意義を減退させてしまっている。「条例の基本理念にのっとり効果的な施策の転換を図らなければならない。」という文言になれば、法律を守らなくてもいいのかということそういうわけではない。だけれど、法律の枠をはみ出してでも手厚い福祉ができるかできないかという問題と、法律そのものが検討されている中で、「法律との関係を調和を図りながら」なんて書く必要があるのかと単純に思います。

(宗澤委員長)

私から斎藤委員の意見に対して1つ。千葉県、北海道の条例と1つ異なり、さいたま市は政令市ですから、具体的に障害のある方に対するサービスを実施していく立場にある。道と県の場合は市町村がやるわけですから。従って、条例についての基本的な性格は平野委員が仰ったとおりだと思っている。それから今、柴野委員から指摘があった、「わざわざ自立支援法がどうと言う必要がないのでは」ということについてはその通りだと思う。それを踏まえた上で、さいたま市で条例をつくるからには、この条例づくりとあわせて、ギリギリのところまで施策課題を明らかにしていく作業をできる限り同時並行で進めていく必要がある。これは条例づくりの出発点から考えていた。御指摘のあった移動支援についても最大限の前進が図れる様に、今、努力の途上にある。市民、当事者から512にのぼる差別事例集を頂いているが、これを全て施策課題に落とすという作業

を私が中心になって進めています。根本的に国の制度が変わらないと難しい課題、市が引き受けるべき課題、地域の医療機関、地域の福祉事業者が積極的に考えるべき課題、課題解決に向けてどこが主要な主体となって責任を引き受けていくべきなのか、差別事例集の中で分かれていくべき課題がある。複数引き受けなければならない主体のものもある。その辺りを整理し直し、施策推進協議会の枠組みの中でできる限り短期的に市が考えるべき施策課題、中期的に考えるべき課題、それからどういう手立てをもって解決していくべきかということまでも、施策推進協議会で今年度内に明らかにする作業を進めたいと考えています。その根拠として地域生活の権利とか、教育と発達に関する権利とかをこの条例で確立していく。これが条例の一番大事なところではないかと考えているところです。以上です。

(斎藤委員)

そこは大事だと思う。一番端的にいうと、条例が梃子となり、「緊急の課題に対して、さいたま市の独自施策が打ち出せるということが可能なんだ。」ということが見えてくると、皆さんの気持ちも随分変わっていくのではないかと。それが全庁的にも認識されているというような状況にどうやって持っていくかがとっても大事ではないか。そのことが手立てできるような、そこに足かせをはめないような内容面の一押しが必要ではないかと思った次第です。

(嶋垣委員)

100人委員会ではできる限りニュートラルな立場で傍聴したいと思い、何回か傍聴した。最初の頃は正直に言って、条例制定うんぬんという課題が重すぎるのか、固すぎるのか、どちらかというとな日常的な、ガス抜きの話をされていた。前回や前々回の話の聞いていると狙い通りの形になってきている気がしている。一般市民の方で参加している方たちも、「周囲に障害のある人がいない場合は、どういう形なのか分からなかったが、参加していく中で気づきがあった」というのが言葉として出ていた。それからもう1つ、当事者同士でも、例えば下肢障害の方と聴覚障害・視覚障害の方が話をする場がたぶん今までなかった、というのがお話の中の様子としてあった。そういう面の2つの部分が条例制定以上に条例をつくった後もどういう風にしていったらよいか、という要素を引き出していた気がしています。だから、この条例の中でもせっかくこの100人委員会をやってきて色々な形で良くなって、皆さんとお話することがプラスになって分かり合えるというのが出てきた。この後、市民会議の話もあったが、僕としてはそういうピア・カウンセリング的な要素を含めたああいう集まりをいかに続けていくのか。そういう中でその時その時に出てくることを話し合い、解決していく、少しでも改善していくことにこの条例が生きていけばすごくいいのではないかと。どなたか参加者が仰っていたが、先ほど平野委員も仰ったが、「条例をつくった後の仕掛けを考えるべきだ。」というのが、100人委員会に参加した率直した感想です。

(宗澤委員長)

ぜひ今ご指摘あったことが、途切れない形で、100人委員会が市民、障害のある方の推進会議のようなものとして、様々なことを語り合い、あるいは提起していけるものとして、継続できるように、システムとして、市の施策として位置づけられるようにして

いきたいと考えています。市にもお願いしています。これは今日訂正にあった部分でもある。御指摘通り、できる限り活かしていきたい。

追加資料2で嶋垣委員から確認事項と意見をお出し頂いていると思うが、ここで差し挟んでもよろしいか。嶋垣委員からぜひ文書資料でお出ししていることについての要望を御発言いただけないでしょうか。

(嶋垣委員)

すみません。逆にこの場ですらすらとご質問ができないので、ペーパーで出させていただいたの、委員の方は内容を見ていただき、事務局から返事をいただくような形だと助かるのですが。

(事務局)

分かりました。初めに委員の方々の意見をいただければと思います。

(宗澤委員長)

今日の追加資料2で中間報告のある部分について、定義の部分を中心に、障害者の定義、差別に関する定義についてペーパーでご要望・ご意見を頂いている。これについて委員の皆様からご意見があれば頂戴します。いかがでしょうか。

(柴野委員)

私なりの理解としては、定義について、社会モデルとしての障害というのをベースに考えているのではないかと思っはいるので、医学モデルとしての障害というよりは、社会モデルとしての社会的な支援を必要とする状態。ただそこが「障害」という概念の中でさいたま市独自の部分がどこまで広げられるかということで曖昧さは残してはいるが、そこを理念として作られているのでは。合理的配慮についてはおそらく、権利条約から引っ張ってきている気がしている。まさにこの「過度の負担」について、強調することの是非が問題になっている部分でもあるので、ここでこれを具体的にどうということを議論しづらいそもその部分があるのではと感じています。

(宗澤委員長)

恐らく行政論的には、この場合、あの場合というように対象を特定することが必要になってくる気がしているが、いささか曖昧さは残るものの、あらゆる障害のある人、あらゆる合理的配慮をめぐる問題を扱いうるという風にしておくことのほうが、障害者の権利条約にも即した考え方ではないかと私個人は考えている。明らかに勧告・公表みたいなところまでいくものについては、「明らかに差別だろう。」という事案になってくると思う。誰を対象にするのか、どんな事案を対象とするかについては、曖昧な部分は残るが、できる限り包括的に扱えるようにしておくことのほうがひとまず宜しいのではないかと私は考えてきました。
他にご意見はございますか。

(増田委員)

何を答えていいのかわかっているというのが率直な気持ちです。嶋垣委員が、自分がこう

いう風にしたいというご意見を言っていたら、私もそうだとか、そうではないと言えるが、確認と言われて、委員に答えると問われると困った気持ちになる。嶋垣さんに問われて、個人の意見を聞かれているのか、でも、嶋垣さんは意見を仰っていないので、そのあたりがもう少しうまく意見交換できないかと率直に思っています。

(宗澤委員長)

嶋垣委員いかがですか。

(嶋垣委員)

実は、自分なりに100人委員会を傍聴していて、お話の中で「やっぱりなかなか答えが出ないよね。」という話の内容を自分なりにピックアップしたつもりもありました。例えば障害の対象となる人についての部分では、僕が単純に思ったのは、一言で、周りの人も「この人、不自由な部分があるんだね。」と認識できる場合と、個人個人が「私がこういうところが不自由です。」と言う場合と両方全部含めてという形は非常にいいが、なかなかそんなにうまくいかないという現実にある。端的に言ってしまえば、階段を上するのに不自由している人がいた。その人に対してどうなのかというのがもちろんあるし、中には手助けする人もいるし、知らんぷりする人もいる。というのがまずある。それ以上に、自分が「障害を持っています。」と自己表示しなければ周りの人が分からない人もいっぱいいる。「権利を言った。」というところで対象となるのか。色々と考えてみた。緩やかなというのはいいが、医学モデルではなく、社会モデルと考えると、ものすごく概念が広がってしまい、「一体こういう場合はどうなのよ、」というのは、どういう判断基準であるのかが非常に分かりにくい。その辺はやんわりするとしても、ある程度そういうこともせっきの機会なのでお話ししてみることも必要ではないか。

最後に1つ意見だけ書かせて頂いた。移動支援の話挙げた。たまたま先日、視覚障害関係の移動支援のシンポジウムがあり、聞いてきた。これも制度をつくったからうまくいくのかといっても、なかなかそういう部分じゃないところもある。キーワードは、「情報をいかに伝えるか」というのと、完全に制度そのものも使いたい時に使うのがダメとなっていたり、実際そういうことがあって、ガイドヘルプを頼む人があまりいない。そうするとガイドヘルパーが少ない。そうすると、事業者も思ったように派遣できない。ガイドヘルパーも日常的にやっていないのでスキルが大したことなく、利用者から不満が溜まる。ざっくりと「策を講じます」という言葉はきれいでいいが、その前に「現状を見極めて、環境整備を考えた上でやらなければダメではないか」ということも条例の文言として入れていただけないか。その時に当然ながら、色々なことを盛りこめば、予算の話、お金の話が出てくる。そのところについては厚生労働省の専門官は、「通勤、通学に全部やってしまったらお金がない。」とはっきり言っていた。そういう時には、極端なことを言えば、カフェテリアみたいな方式も考えて、「私はこういうところに使わせてくれ。」とお金のこと考え、当事者の状況、今ある制度の問題を見極めた上でやらなければ、結局うまくいかないということの繰り返しになる。そこは「策を講じます」ということの前、ぜひ「現状の部分を見極めて、それがいいのか悪いのかを判断してから次のステップに進みましょう」というところもぜひ条例に入れてほしい。以上です。

(宗澤委員長)

個別の施策をどのように進めて行くかは嶋垣委員の仰った通り、それぞれの生活場面の困難の現実に照らして、今、何が問題なのか、国の法制度で何が改善されるべきで、例えば、市としてはどこまでできるのか、そういうようなことを個別に検討していかなければ仕方がない。例えば、グループホーム、ケアホームにしても、さいたま市という都市部においては、残念ながら地方部と単価がまるで違う。それぞれの施策毎に環境改善をどのように進めていくかについては進めていかなければならない。それは、全ての施策を考える場合のオーソドックスな手順だと思う。これは施策をどうするのかという時の考え方の原則としては当然の事柄だと思っています。条例は基本的にそういう手順を踏んでいく根拠となるものをはっきりとさせているのかどうか、というところにある。

100人委員会も含めて、「その部分を具体的に見通せない」というところでご心配をいただくことはこれまでもあったが、個別の施策について引き受けなければいけない課題については嶋垣委員の仰る通りの手順を踏まなければいけないのは当たり前のこと。むしろそれを、さいたま市で着実に積み上げていくことのできる根拠として条例がはっきりしているか。それが条例としては大事ではないかと考えている。これは、先ほど議論の冒頭で平野委員から意見があった時にそのようなものとして私は受けとめていた。

(平野委員)

嶋垣委員の指摘にあった、定義の部分は確かにその通り。障害の定義を広げるのはいいが、広げるならどこまで広げるのか。極論言えば、全部障害者になってしまう。私も、眼鏡をかけているが、眼鏡をかけていたら視覚障害者なのか。そういう意味でどこまで広げるのか。2つ考える必要がある。1つはやはりICFの発想、つまり「障害というのはつくられている。」という発想。個人が持っている障害だけでなく、それが環境との関係で作られている。ということは、逆に言えば、環境が変わっていけばなくなっていく、あるいは軽減できる。そういうものだと考えていけば、そういう部分で障害が考えられる。それが1点目。そういう風に捉えて考えていく。埼玉県を取り組みの中で軽くできる、あるいは何とかできるというものを考えていく。それがICFの発想。2点目、障害の場合はどこでその基準をきるのか。考え方としては2つある。1つはがっちという基準を作るという方法。例えば、「20歳から成人」というようにすぱっと切れる基準をつくる。もう1つは、福祉の世界でよくあるが、判断機関をつくる。例えば、児童福祉法でいうと18歳以下の子どもを全部対象とする。それを全部対象とすることはできないから、「要保護児童」というのを対象とする。どこがそれを判断するかというと、児童相談所が決める。老人福祉法も65歳以上の老人を対象とする全部対象とするのは難しいから「要援護老人」というのを決め、市町村が判断する。判断する場所を決めてそこが判断するというのをやっている。条例も最終的には「基準」か「機関」の2つでつくらざるを得ない。今までは基準がはっきりしていた。身障手帳、療育手帳というように基準で判断し切っていた。今度は手帳で判断しないと、違う基準、違う判断機関をつくらなければならない。そういう問題になってくる。そこで対象とならないものについてはこれからの経験でつくるしかない。例えば参考としては、アメリカはカテゴリで除いている。例えば「地域で生活が制限されている、社会参加が制約されている」というものについて、ADAの後半には「これは対象とならない」というのを示している。そこでは、同性愛、性同一性障害、人種、犯罪は対象としない。犯罪を犯すと一定

期間は行動が制限される。こういったものをこの法律では対象としないとしている。こういうものを決めていくのは積み重ねとなるだろう。そのための判断機関をどこかでつくると思う。個人の意見として僕は嫌だが、条例をつくるには、今ある制度を使って作らざるを得ない。「どういう根拠なの?」ということについて、「こういう根拠だよ。」というには、やりたくないけれど、障害程度区分を準用する。制度としては問題があるが、根拠のある制度としてはある。今の手帳ではないが、今の程度区分と同じくらい不便がある。今は、認定審査会で判断している。ここを判断機関として判断してもらおう。こういう形で基準や判断機関を作っていくということはどこかでしなければならないとは思いう。もちろん、僕も嫌だが使わなければならない部分はどこかであるという気はどこかでしている。それが積み重なって、「こういうものも認めなければ」、「こういうものも準じて考えなければ」となっていく。

(宗澤委員長)

色々なご意見が出ているので、私自身は障害のある人を截然とこの範囲と決めてしまうことの弊害がわが国ですずっと続いてきたと考えている。例えば機関にしても、どこかで区切るとする。地域生活上の何か困難が半年以上続いている。だけどその原因が難病だったとする。難病が確認されてから半年以上経たないと支援を受けられないというような問題が出てくる。だから、私個人は、行政論上はどこかで何か区切る必要が出てくるのかもしれないが、基本的な考え方としては社会モデル、ICFを中心とする包括的な規定にしておき、そこで截然と「ここから」と言えないグレーゾーンが残るほうが、むしろ新しい施策や取り組みを考えていけることにつながるのではないかという考え方を大事にしたいと考えます。

ご指摘いただいた点は中間報告の再検討の際にもう1度検討させていただきます。

障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の前文案及び名称案について

(宗澤委員長)

それでは次の議題に移ります。議題の3、「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の前文案及び名称案について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料4 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の前文案について説明いたします。

<前文案について>

(事務局)

こちらは、柴野先生にお願いして案を作成してもらった後、委員長と事務局で整理させていただいたものでございます。読み上げますと、

「誰もがみな、その人らしく、心豊かな生活をする権利を有している。誰もが、自らの決定・選択に基づいて、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画する権利を有している。それらの権利の主体であることは、障害の有る無しにかかわらず。

その人の障害の有る無しにかかわらず、ある人が、地域生活において、当たり前活動や社会参加をするにあたって、何らかの制約を受けることがあるとすれば、憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。

さいたま市は、全国にさきがけ、国際連合で採択された障害者権利条約がめざす、障害を理由とするいかなる種類の差別もない、人として当たり前の権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認め、基本的人権の主体であって、社会の一員として、尊厳をもって、未来に渡って、安心して地域で生活できる社会の実現をめざし、ここに「さいたま市ノーマライゼーション条例」(仮称)を制定する。」

<名称案について>

(事務局)

つづいて、名称案ですが、試みに方向性として2つほど用意させていただきました。まず、

- ・さいたま市障害者基本条例
- ・さいたま市障害者条例
- ・さいたま市障害者権利条例
- ・障害者も健常者も共に地域で暮らせるさいたま市条例
- ・誰もが共に地域で暮らしていけるさいたま市条例
- ・誰もが地域の中で、自分らしく生きていけるさいたま市条例

参考として、愛称案も掲げておりますので、御意見を頂戴できればと考えております。事務局からは以上でございます。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。前文についてまずはご意見を頂戴できればと思います。

(柴野委員)

説明します。私が叩き台として作りました。要は、「全国に先駆けた権利条約が目指す社会をこの条例でつくるんだよ」というのがベース。ただ、まだ条文案、骨子案が出来上がっておらず、中間報告の議論を今しているぐらいですので、条例を網羅的というよりは私の視点で書いてしまっている部分がある。というのは、今の段階の中間報告を見ると、とても「市の責務」として、市が主体となってやるというより、「市民の責務」となり、障害者を客体みたいな感じにみえる条例になっているので、ミスマッチのような感じになっているが、まさにノーマライゼーション条例(仮称)が目指しているものは、本来はこの最初に書いてある、「障害者も健常者も共に」、「誰もが人は普通に生活できているはずなのに、障害者ができない」という視点が最も大事な話。先ほど教育のところでもインクルージョンの話があったが、一緒にいるとかいないとかという制度の問題ではなく、「その人が本当にその人らしく」、100人委員会でもあったように、「同じ年代の人と同じ生活ができる」、普通は子どもは親と住んでいるし、学校に通っている、みんな親離れすれば仕事をする。そういうことを障害者でもできる社会ということを考えていくということです。2段目は何度も見直して考え、本当は「社会モデルとしての障害だ」と書きたかった。「社会によって制約を受けること」は、まさに権利侵害であり、憲法という基本法に基づく侵害である。だから、「当たり前の生活を誰でもできる。」第1

段落は障害者が主体となっていない。第2段落は何が権利侵害になるのかについて述べている。障害があるかないかがメインの条例ですから、そこをなしにはできない。そこで、権利条約というものを出して、第3段落で「障害を理由とするいかなる種類の差別もない。」というように、条約の文言をそのまま引っ張ってきた。そのところが大事ではないか。発想としては、今の障害者制度改革推進会議の中で「権利の主体の社会の一員」であること、「差別のない社会であること」、「社会モデルの観点で考えること」などを観点に入れた先進的な条例なんだよ、ということができれば。抽象的であるが、抽象的な上にこれをどう反映させる条文ができていくのか。あるいは、斎藤委員が言ったように、これに基づいて、前文だけでも希望が持てる条文が良いのでは。悩みに悩んで作っているので、ご意見頂ければと思います。

(宗澤委員長)

柴野委員から改めてご説明を頂戴しました。委員の皆様方がいかがですか。私がこの案を拝見させていただき、最初に思ったことは、前文を頂戴したことで、ここから中間報告をもう一度整理することができる。つまり、筋が非常に鮮明に表されていると受けとめたところでは、私のほうからもし柴野委員のお考えがあればという点でお聞きしたいが、僕自身はこの条例の中で障害者権利条約の第17条に書かれている「個人のインテグリティの保護」というのがある。これは、権利条約全体としてみた時にとても大事な一文であるように思うが、それが非常に日本語として訳しづらい。なかなか日本語的にはうまく表現されているものに出くわしてこなかった。この点との関係でお考えになったことがあるとしたらお話いただければと思う。

(柴野委員)

直接的にはないです。ただ、そこはまさにこれの反対として、尊重されるものがあるんだよ、ということをつき彫りにしているつもりではある。全体の流れの中で「平等性」、「不可侵性」が出てくるが、確かにそこは明確には載っていませんね。

(宗澤委員長)

皆さんいかがですか。

(野辺委員)

3段落目、最後の6行、いつかだいが前の検討委員会で条文の文章はあまり句読点を打たない、長くするというご説明があった気がするが、だから一文なのか。どこかで区切った方が読んでいてわかりやすいのではないか。意味は伝わってくるが、ずっと読んだ時に分かりづらい。

(宗澤委員長)

私の受けとめ方では、これが一文丸ごとであるところに意味があると、私は受けとめました。つまり、今回さいたま市でつくる条例は「こんだけのものだ」ということをセットで丸ごと言うから値打ちがある。恐らく前文の類はそういうものだと。

(野辺委員)

区切らないでまとめていうということですね。そういうものだと思って、割り切って読むということでしょうか。普通の人を読んだ時にどうでしょうか。

(柴野委員)

これはそんなに深い意味はない。宗澤委員長にそういう風に言ってもらえたらとても有り難い。確かに山盛りに盛り込んだ。だけど、これの平易版をつくるとしたら、「さいたま市はこの条例を全国にさきがけて作るんです。国際連合で採択された障害者権利条約がめざす社会を目指す条例なのです。その条例というのは、障害を理由とするいかなる種類の差別もしないものなのです。…」と切り、もう少し簡易な言葉で表すようになるのでしょうが、そういう文章でも通じることは通じるが、1つ1つ分断された条文をただ貼り付けたような形になってしまう。前文というのはそこを網羅的にという意味になっている。権利条約の前文は長すぎてどうしようもないくらい。ただ、そこは私も気になってはいる。切れれば今のような切り方になる。これはみんな並列だから、接続詞が入るような切り方ではない。

(野辺委員)

「未来に渡って」はこの漢字ですか。

(柴野委員)

これは間違い、平仮名で表記します。

(野辺委員)

この主語はさいたま市ですね？「さいたま市は」・・・「ここに『さいたま市ノーマライゼーション条例』(仮称)を制定する。」

(柴野委員)

さいたま市が、目指すのは2つですね。それに加えて、敢えて言えば、「安心して地域で生活できる社会の実現をめざす」というのもある。

千葉県と北海道もこのように情緒的な文章ではないが、このような雰囲気のものにはなっている。「現状についてこういう問題があり、こういうことをしましょう、だからこういうまちづくりをしましょう。」というような形にはなっている。

(宗澤委員長)

他いかがでしょうか。

(嶋垣委員)

1点確認だが、さっきのお話の中でこの中間報告の部分については、最終的には条例になると、第1条 となるが、前文はこのままでいくのか。

(宗澤委員長)

それは、答申するまでに既に原案をつくっていただいた柴野委員自身が書き換えたいと

思われているところもあるようですし、どうなるか分からないが、前文だからこそ、障害者の権利条約が謳っている「個人のインテグリティの保護」をちゃんと受けているということが分かるような文言を入れたい。そういうものは、条例検討専門委員会の皆様のご提案やお知恵を拝借しながらできる限りより良いものに書き換えていきたいというのは当然だと思う。前文を含めて条例案として市長に答申したものは、最終的に議会を通すわけですから、そこで色々と手が入る可能性はあります。だけれども、とにかく我々の役割である12月7日の答申までの間によりよいものに書き換えていくという見通しだという風にお考えいただければと思います。

私から提案だが、ここは原案を作っていただき、さらに申し訳ないが、意見を集中して柴野委員に手直しの作業をお願いできませんか。事務局に意見を集約し、それを踏まえて修正をお願いできないでしょうか。

(柴野委員)

それは構いません。

(宗澤委員長)

それでは、前文案については事務局に皆さんからお寄せいただければと思います。適宜時期を区切って、柴野委員に集約した意見をお伝えし、もう1度原案を作りなおしていただく作業をお願いしたい。どうかよろしくお願いします。

条例の名称についての議論に移ります。

(斎藤委員)

前文が私はとてもいいと思ったので、この良さとこの中間報告とのギャップがすごくある。さらに名称にきてかなりギャップを感じている。やはり前半の議論の平野委員が仰った、未成年飲酒禁止の話と若干性格が違う。ことは人権の部分がベース。基本は人権であり、しかも柴野委員から平等性、不可侵性の話があり、侵してはならない部分が絶対にある。法律があっても「お酒飲んじゃえ。」「煙草吸っちゃえ。」とは次元が違う。その観点から言った時に、中間報告の定義の解説版のところに合理的配慮のところ「気づかい」となっている。私はこれがずっと気になっている。「気づかい」ではない。気づかいで済むのなら、こんなにみんながエネルギーをかけて100人委員会などで議論したりはしない。やはり基本的人権の部分であるので、気づかいではなく、やはりこれは障害のない人と対等になるための補い、支え、手立てがきちんとあり、それが施策と直結していくと思う。心の問題だけ取り上げてもしようがない。その関連から、愛称に「ハート」とあるのはいかなものか。「ハート」としてしまうことによって、「分かってあげればいいんだ」という感覚でこの条例のイメージが、学校教育の中で位置づけていくということは絶対やらなければいけないことだと思うが、それだけでは障害のある人達是对等に生きられないという部分も含めておさえる必要があるのではないか。この案を100人委員会に出すのは、「ハート」とつけるのは100人委員会に出して頂きたいと思います。

(宗澤委員長)

斎藤委員の意見に賛成で、私はこの愛称案は全てボツにさせていただきたい。こんな愛称

をつけるなら、愛称は決めないままいったほうが良いのではと思います。
他いかがでしょうか。初めて案をご覧になると思うので、感想でも良いので

(増田委員)

前文や中間報告案の中に、「権利」という言葉がずっと通してありますので、条例の中にも「権利」という文言が謳われていたほうが良いと考えます。そうすると、1つしかないの、消去法で「さいたま市障害者条例」になるが、そうすると、権利条約と重なって、さいたま市の権利条約となるのかな、混乱しやすいかな、と思いつつ、「権利を定めたもの」というのが分かるといいかなと思います。

(宗澤委員長)

これがいいと必ずしも思っているわけではないが、これまでの100人委員会の意見等を最大公約数でまとめた時に、1つは「権利」という言葉ができる。もう1つは、「地域で共に暮らす、共に生きる」という言葉の実現だと思う。下の長いところの案は「共に生きる」「自分らしく生きていく」という言葉が入っている。「権利」ということと「共に生きる」ということが入っているシンプルな案ができれば良いという意見を持ちました。

(平野委員)

キーワードがいくつかあると思います。私もやはり、「権利」という部分が1つ大事だと思う。「暮らしていける」ということも大事だが、もっとシンプルに。「障害のあるさいたま市民の権利条例」というような大胆なものが良いのでは。
先ほどの飲酒の例は「作った法律が守られない」という例が言いたかっただけなので、補足です。

(宗澤委員長)

この場合は、キーワードとして「権利」というのが一番多く出た意見かと思う。その上で、愛称案については支持のご意見は今のところなかった。

(嶋垣委員)

愛称はグランドプロモーションになると思うので、この辺のところは愛称だけでなく、具体的なロゴも含めると、僕はもう少し専門性のある人に相談してやるとか、公募みたいな形にしちゃうとかという形でやったほうが良いのでは。愛称なので分かりやすくないてはならないが、一体となって生きるものではないと愛称にはならないので、本来の名称と愛称がイメージ繋がらないとなると、愛称なんていらなくなってしまったら、その辺りは考えていただいたほうが良い。

(宗澤委員長)

今日は何を言っても良いと思う。私はこの愛称についての考えがある。「ハートビル法」という愛称が出てきた時に、現実には著しい困難を生み出している建築物、道路の現実があり、しかも対象を限定としたものにすぎないのに、その愛称を「ハートビル法」にするのに、欺瞞と怒りを感じた。申し訳ありませんが、さいたま市の「つなが竜」のキャ

ラクター、川越市も新しいものをつくった。腹が立って仕方がない。あんなものを作って何をするのか。僕は愛称が必要な条例なら止めておいたほうが良いのでは、というくらいの気持ちがあて、むしろ条例本体をシンプルな名前にし、それがそのまま市民の皆様に通じるようなことのほうが、この条例の精神に合うのではという気がしている。

(野辺委員)

平野委員のご提案の「障害のあるさいたま市民の権利条約」というのはすっきりしている。ただ前文に「障害のある人もない人も」「障害の有る無しにかかわらず」と障害者だけではなく、と前文にも書かれているので、もう少しそれが唱えられると良いのではないかと思う。

(宗澤委員長)

逆に、「障害のある人」を除いて、「さいたま市民の共生権利条例」というような表現もあると思う。今ご意見を頂戴したものを1つにまとめているわけではないが、皆様の意見を念頭に置き、委員、100人委員会で広くご意見を頂戴しながら、皆さんが納得できるものを最終的に決めていくということで、進めていきたいと思う。

今、野辺委員が仰ったことは、案の上3つには全部「障害者」という言葉が入っている。ところが、「障害があるかないかにかかわらず誰もが権利を持っているんだ」とそこを、「誰もが」ということに軸足を置いた名前にするのか、障害者の権利条約のように、「誰もが」というところに軸足があるんだけれども、障害のある人への権利侵害の事実をどう乗り越えていくのかということを中心にテーマに据えているという意味では「障害のある人」というところを名前に持つてくるということのもあるでしょうし、そのこの辺は皆さんの意見を踏まえて再検討させていただければと思います。

(野辺委員)

愛称案は100人委員会のご意見も含まれているのですか。せっかく出された意見を無視するような形にならない説明をすることも必要だろうとは思いますが。

(嶋垣委員)

中身は変えられると思うが、条例の名称は変えられないと思うので、慎重に決めた方が、未永く使えるように。

(宗澤委員長)

もし条例の愛称案をカタカナでやるとしたら、「Nothinig about us without us 条例」とか。

(野辺委員)

権利条約のキーワードですよね。ただこれだけ何カ月も100人委員会をやってきて、「ノーマライゼーション条例」というのも馴染んできたのかなという気もする。

(嶋垣委員)

今あったように、愛称ではなく、キャッチコピーのようなものをつくってもいい。

(宗澤委員長)

別に愛称を募ることを否定するわけではない。皆さまにご納得いただけるものがあれば。

(嶋垣委員)

一般的には、正式名称があり、分かりにくい場合に愛称がつく。無理に愛称をつける必要はない。

(宗澤委員長)

だから、当面正式名称の議論をできる限りし、その上で手順を考えたいと思います。

3 その他

(宗澤委員長)

それでは今日の議論を終わりにしたいと思います。最後に事務局か何かございますでしょうか。

(事務局)

本日参考といたしまして、市長と条例について意見交換を行う、平成22年度さいたま市タウンミーティング(後期)実施概要を配布させていただいております。平成22年10月2日土曜日から11月23日までの5日間、市内の全10区で開催する運びとなっております。タウンミーティングの様態などについては、後日、専門委員会でご報告差し上げると共に、意見についてはパブリックコメントと同様に、条例案の参考とさせていただきます。予定です。

次回以降の日程についてですが、10月19日火曜日、19時から、障害者総合支援センター2階研修室で行います。また、次回の第9回条例検討専門委員会では、本日の議論を踏まえ、条例の「最終報告案」について議論をいただきたいと考えております。

4 閉会

(宗澤委員長)

それでは、以上をもちまして、「第8回条例検討専門委員会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。